

## 「ひこばえ」規則

(名称)

第 1 条 当会は、司法書士同友会「ひこばえ」と称する。

(目的)

第 2 条 当会は、会員相互の情報交換、研修その他社会及び会員に有益な情報を提供することにより、会員相互の啓発と親睦及び社会貢献をはかることを目的とする。

(事業)

第 3 条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換、親睦に関連する企画、立案
- (2) 前号に関連するイベント、研修セミナー、講演会、親睦会等の運営及び開催
- (3) その他、当会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第 4 条 当会の事務所は、神戸市兵庫区水木通六丁目 2 番 1 1 号 司法書士島田雄三事務所内に置く。

(会員及び入会)

第 5 条 当会の会員は、入会を希望する司法書士及びその家族、司法書士の関係者の中から代表世話人及び副代表世話人の多数をもって入会を承認された者とする。

- 2 当会への入会の申込みは、第 7 条に定める役員に入会の申込みをすることにより行う。

(事業に関する決定)

第 6 条 当会の会員は、当会の意思決定について、1 名につき 1 議決権を有するものとする。

- 2 当会の事業に関する意思決定は、協議のうえ、総会員の多数をもって行う。

(役員)

第 7 条 当会に、次の役員を置く。

代表世話人	1 名
副代表世話人	若干名

世 話 人	若干名
会 計 係	若干名
相 談 役	若干名

2 代表世話人および副代表世話人は世話人の中から選定する。

(役員の仕事)

第 8 条 代表世話人は、当会を代表し、当会の事業を執行する。

2 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故があるときは、その職務を代理し、代表世話人が欠けたときには事前に定められた順序に従い、その職務を行ない、事業を執行する。

3 世話人は、代表世話人及び副代表世話人を補佐する。

4 会計係は、当会の資産を管理し、会員から問い合わせがあった場合には、当会の財産状況を報告する。

5 相談役は、当会の運営に関して代表世話人、副代表世話人、世話人及び会計係に意見をするものとする。

(役員を選任及び解任)

第 9 条 当会の役員を選任及び解任は、総会員の多数をもって行う。

(総会)

第 10 条 当会は、必要があるときに会員を構成員とする総会を招集し、開催する。

2 総会の招集は世話人の多数の決定により適宜の方法により代表世話人が行う。

3 総会の議長は代表世話人が行う。

4 総会の議事録は、第 6 条の役員の中から議長が指名したものが作成し、記名押印する。

(入会金及び会費)

第 11 条 当会には入会金は設けず、会費は任意の額とする。

2 当会は、会費とは別に会の親睦に関する費用、研修に要する費用その他、当会の運営に必要な費用を会員から徴収することがある。また、これらの徴収した費用に余剰が出た場合は、当会の資産として、その後の当会の運営・執行費用に充当し、会員への還付は行わない。

3 前各項の会費その他の金員は、会計係または会計係が指名した者が各会員より受領・徴収し、会計係が管理するものとする。

(事業年度)

第 12 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(附則)

第 13 条 本規則に定めのない事項は、当会の目的の趣旨に沿って、会員の多数をもって決定する。

以上をもって当会の規則とする。

代表世話人 島田雄三